

終身共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(生計を共にする者の範囲) 第3条 前条、<u>規約第7条（被共済者の範囲）第1項第3号</u>および第4号、<u>ならびに第10条（共済金受取人の代理人）第5項第3号</u>に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>	<p>(生計を共にする者の範囲) 第3条 前条<u>ならびに</u>規約第7条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号【挿入】に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>
<p>(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) 第6条 【中略】 4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第5項<u>第1号</u>に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。</p>	<p>(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) 第6条 【中略】 4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第5項【挿入】に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。</p>
<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度) 第14条 規約第49条（死亡共済金額および重度障害共済金額）、第54条（疾病入院共済金額）、および第62条（災害入院共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。 (1) 死亡共済金額および重度障害共済金額 発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の</p>	<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度) 第14条 規約第49条（死亡共済金額および重度障害共済金額）、第54条（疾病入院共済金額）、および第62条（災害入院共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。 (1) 死亡共済金額および重度障害共済金額 発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の</p>

新条文	旧条文
<p>最高限度は、この会の実施する生命共済、またはこども共済、<u>学生総合共済（以下、それぞれ「生命共済」、「こども共済」、「学生総合共済」といいます。）</u>、および<u>全国大学生協共済生活協同組合連合会の実施する短期生命共済（以下、「短期生命共済」といいます。ただし、本条においては、2022年（令和4年）4月1日以降に発効した契約に限ります。）</u>と通算して死亡共済金額（<u>災害死亡共済金を含みます。</u>）および重度障害共済金額（<u>災害重度障害共済金を含みます。</u>）それぞれ1,000万円とします。〔削除〕</p> <p>(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額 〔削除〕 生命共済またはこども共済および<u>この会の実施する</u>定期生命共済（<u>以下、「定期生命共済」といいます。</u>）と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。</p> <p>(3) 前2号にかかわらず、発効日において第5条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、〔削除〕 定期生命共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。</p>	<p>最高限度は、この会の実施する生命共済、またはこども共済 〔挿入〕 と通算して死亡共済金額 〔挿入〕 および重度障害共済金額 〔挿入〕 1,000万円とします。<u>（生命共済またはこども共済の災害死亡共済金と災害重度障害共済金を含みます。）</u></p> <p>(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額 <u>この会の実施する</u>生命共済またはこども共済および 〔挿入〕 定期生命共済 〔挿入〕 と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。</p> <p>(3) 前2号にかかわらず、発効日において第5条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、<u>この会の実施する</u> 定期生命共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。</p>
<p>(移行契約) 第15条 共済契約者は、被共済者について、〔削除〕 生命共済または定期生命共済 〔削除〕 の契約の共済期間の中途または満了後に終身共済の契約に変更しようとする場合には、生命共済または定期生命共済の契約について解約または満了すると同時に終身共済の契約を締結することができます。ただし、「終身生命共済」単独の契約を締結す</p>	<p>(移行契約) 第15条 共済契約者は、被共済者について、<u>この会の実施する</u> 生命共済または定期生命共済 <u>（以下、それぞれ「生命共済」、「定期生命共済」といいます。）</u> の契約の共済期間の中途または満了後に終身共済の契約に変更しようとする場合には、生命共済または定期生命共済の契約について解約または満了すると同時に終身共済の契約を締結する</p>

新条文	旧条文
<p>ることはできません。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>ことができます。ただし、「終身生命共済」単独の契約を締結することはできません。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(健康保険の範囲)</p> <p>第34条 第31条（入院の定義）第4項および規約第60条（疾病手術共済金）第5項における「健康保険」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）</p> <p>(6) <u>船員保険法（昭和14年4月6日法律第73号）</u></p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）</p>	<p>(健康保険の範囲)</p> <p>第34条 第31条（入院の定義）第4項および規約第60条（疾病手術共済金）第5項における「健康保険」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）</p> <p>(6) <u>船員組合法（昭和22年9月1日法律第100号）</u></p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）</p>
<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第52条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項第3号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に<u>変更後の</u>共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。</p>	<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第52条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項第3号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に〔挿入〕共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。</p>

新条文	旧条文
<p>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2021年（令和3年）5月31日細則一部改正)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2021年9月1日より施行します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>